

- 《里兆法律资讯》由里兆律师事务所编制（请以中文内容为准，日本語译文仅供参考），未经书面许可，不得转载、摘编等；
- 《里兆法律资讯》通过多渠道发送，旨在向企业、社会公众提供最新的中国法律及资讯信息、以及律师研究成果等公益法律服务；
- 关于《里兆法律资讯》的订阅规则、版权声明、免责声明、以及其他更多内容，请访问里兆律师事务所网站中的 [“里兆法律资讯”](#) 栏目；
- 您还可关注微信公众号“里兆视野”（微信二维码见右侧），更便捷地阅读《里兆法律资讯》的重点内容。



- 「里兆法律情報」は里兆法律事務所が作成したものであり(中国語の内容が原文であり、日本語訳は参考用とします)、書面での許可なしに、転載、編集等してはなりません。
- 「里兆法律情報」は最新の中国法律及び弁護士による研究成果など公益の一助となる法律サービスを企業及び一般向けに提供することを目的として、多様なチャネルから配信しております。
- 「里兆法律情報」の受信閲覧規則、著作権表示、免責事項、及びその他さらに多くのコンテンツをご覧になりたい場合は、里兆法律事務所ウェブサイトの「[里兆法律情報](#)」欄にアクセスしてください。
- WeChat 公式アカウント「里兆視野」から「里兆法律情報」の要旨を逸早くご覧いただけます(左のWeChat・QRコードを読み取っていただきますと、入力の手間が省けます)。

[illegible]

Issue 980-2026/08/04~2026/08/10

目录

(点击目录标题,可转至相应主文;点击主文标题,可返回目录。)

一、最新中国法令

- 国务院公布《集成电路布图设计保护条例》 2
- 最高人民法院关于适用《中华人民共和国生态环境法典》时间效力的若干规定..... 2
- 生态环境部办公厅关于新化学物质环境管理登记有关事项的通知..... 3
- 浙江省人民代表大会常务委员会公布《浙江省妇女权益保障条例》..... 4

二、最新资讯

- 中国对美国联邦通信委员会、美国土安全部系列涉华消极措施实施反制措施..... 4
- 国家网信办就《大型个人信息处理者个人信息保护规定》公开征求意见..... 5
- 国家网信办就《反网络暴力法》公开征求意见..... 5
- 国家网信办通报整治恶意炒作涉企信息典型案例..... 6

三、里兆解读

- 关于国务院对外投资新规的解读(连载之一/共二篇)..... 7

四、近期热点话题..... 10

目次

(目次のタイトルをクリックすると該当する本文が表示されます。本文中のタイトルをクリックいただくと目次に戻ります。)

一、最新中国法令

- 国务院が「集積回路レイアウト設計保護条例」を公布..... 2
- 「中華人民共和國生態環境法典」の時間的効力の適用に関する最高人民法院による規定..... 2
- 新化学物質環境管理登記関連事項に関する生態環境部弁公庁による通知..... 3
- 浙江省人民代表大会常務委員会が、「浙江省婦女權益保障条例」を公布..... 4

二、新着情報

- 中国、米国連邦通信委員会及び米国土安全保障省の一連の対中否定的措置に対して対抗措置を実施..... 4
- 国家インターネット情報事務室が、「大量の個人情報を取り扱う事業者の個人情報保護規定」に関してパブリックコメントを募集している..... 5
- 国家インターネット情報事務室が、「ネット上の暴力行為防止法」についてパブリックコメントを募集している... 5
- 国家インターネット情報事務室が、「世間の注目を集める目的で、企業に係る情報を悪意をもって誇張して書き立て、拡散する行為」の典型的事例を公表 6

三、里兆解說

- 国務院の対外投資新規定に関する解説(連載
その一、全二回)..... 7

四、トピックス..... 10

一、最新中国法令

● 国务院公布《集成电路布图设计保护条例》

【发布单位】国务院

【发布文号】国务院令 第 842 号

【发布日期】2026-08-03

【实施日期】2026-10-15

【内容提要】此次修订主要包括：

- 扩展保护范围，将集成光子、量子等功能集成电路布图设计纳入保护范围。
- 加大侵权赔偿。侵权赔偿额按照权利人受到的实际损失或者侵权人获得的利益确定。难以确定的，参照许可使用费的倍数合理确定。情节严重的，适用惩罚性赔偿，对故意侵权且情节严重的适用 1 至 5 倍惩罚性赔偿。
- 完善集成电路布图设计登记、保护和管理有关制度。

【法令全文】请点击以下网址查看：

https://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/202608/content_7077399.htm

● 最高人民法院关于适用《中华人民共和国生态环境法典》时间效力的若干规定

【发布单位】最高人民法院

【发布文号】法释〔2026〕15 号

【发布日期】2026-08-05

【实施日期】2026-08-15

【内容提要】最高人民法院按照“法不溯及既往，兼顾有利溯及”的原则明确了法院审理生态环境案件新旧法律衔接适用的一般标准和具体原则（[官方图解](#)）。

【备 注】最高人民法院对生态环境领域现行有效的 26 件司法解释、35 件司法规范性文件 and 45 件指导性案例进行集中清理，审议发布了以下文件。

- [《最高人民法院关于修改〈最高人民法院关于审理船舶油污损害赔偿纠纷案件若干问题的规定〉等九件司法解释的决定》](#)
- [《最高人民法院、最高人民检察院关于修改〈最高人民法院、最高人民检察院关于办理海洋自然](#)

一、最新中国法令

● 国务院が「集積回路レイアウト設計保護条例」を公布

【発布機関】国务院

【発布番号】国务院令 第 842 号

【発 布 日】2026-08-03

【実 施 日】2026-10-15

【概 要】今般の主な改正内容：

- 保護対象の範囲を拡大し、フォトニクス、量子などの各種機能を集積させた集積回路のレイアウト設計を新たに保護対象に追加する。
- 権利侵害に係る賠償制度を強化する。権利侵害の賠償金は、権利者が実際に被った損失、または侵害者が得た利益に従い確定する。特定が困難である場合、使用許諾料の倍数を参考に妥当な賠償金額を定める。侵害の情状が深刻な場合、懲罰的賠償を適用する。故意に権利侵害行為を実施し、情状が深刻である場合、1 倍から 5 倍の懲罰的賠償金を課す。
- 集積回路レイアウト設計の登録、保護、管理に関する各種制度を整備・充実させる。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

https://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/202608/content_7077399.htm

● 「中華人民共和國生態環境法典」の時間的効力の適用に関する最高人民法院による規定

【発布機関】最高人民法院

【発布番号】法释〔2026〕15 号

【発 布 日】2026-08-05

【実 施 日】2026-08-15

【概 要】最高人民法院は「通常、法律は遡及適用しないものの、有利となるケースに限り遡及適用を認める」という原則に基づき、裁判所が生態環境関連事件を審理する際の、新・旧いずれの法令を適用するかに関する基本的な基準と個別の原則を明確化した（[図解](#)）。

【備 考】最高人民法院は生態環境分野において現行有効な司法解释 26 件、司法規範文書 35 件、指導的判例 45 件を整理し審議のうえ、下記文書を公布した。

- [『船舶油濁損害賠償紛争事案の審理に関する最高人民法院による規定』等 9 件の司法解释修正に関する最高人民法院による決定](#)
- [『海洋自然資源及び生態環境公益訴訟事案の取り扱いに関する最高人民法院、最高人民検察院による規](#)

[资源与生态环境公益诉讼案件若干问题的规定》等两司法解释的决定》](#)

- [《最高人民法院关于废止〈人民法院审理人民检察院提起公益诉讼案件试点工作实施办法〉的通知》](#)
- [《最高人民法院关于部分指导性案例不再参照的通知》](#)

【法令全文】请点击以下网址查看：

<https://www.court.gov.cn/fabu/xiangqing/508001.html>

● [生态环境部办公厅关于新化学物质环境管理登记有关事项的通知](#)

【发布单位】生态环境部办公厅

【发布文号】环办固体函〔2026〕301号

【发布日期】2026-08-04

【实施日期】2026-08-15

【背景信息】《[新化学物质环境管理登记办法](#)》规定：新化学物质的生产者或者进口者，应当~~在生产前或者进口前~~，分别办理新化学物质环境管理~~常规登记、简易登记或备案~~。

- 新化学物质年生产量或者进口量10吨以上的，应办理常规登记；
- 新化学物质年生产量或者进口量1吨以上不足10吨的，应办理简易登记；
- “新化学物质年生产量或者进口量不足1吨”，或者“新化学物质单体或者反应体含量不超过2%的聚合物或者属于低关注聚合物的”，应办理备案。

【内容提要】根据该通知：

- 自2026年08月15日起，停止办理新化学物质环境管理备案。
- 符合《新化学物质环境管理登记办法》中办理新化学物质环境管理备案有关要求的企业事业单位，应按规定向国务院生态环境主管部门申办备案手续。国务院生态环境主管部门参照简易登记程序和时限受理并审批。

【法令全文】请点击以下网址查看：

https://www.mee.gov.cn/xxgk2018/xxgk/xxgk06/202608/t20260804_1163416.html

[定』ほか2件の司法解釈修正に関する最高人民法院、最高人民检察院による決定」](#)

- [「『人民检察院による公益诉讼事案の人民法院による審理の試行作業実施弁法』廃止に関する最高人民法院による通知」](#)
- [「一部の指導的判例の参照適用を停止する旨の最高人民法院による通知」](#)

【法令全文】下記のURLをクリックしてください。

<https://www.court.gov.cn/fabu/xiangqing/508001.html>

● [新化学物質環境管理登記関連事項に関する生态环境部弁公庁による通知](#)

【発布機関】生态环境部弁公庁

【発布番号】環弁固体函〔2026〕301号

【発布日】2026-08-04

【実施日】2026-08-15

【公布の背景】「[新化学物質環境管理登記弁法](#)」の規定：新化学物質の生産者または輸入者は、生産前若しくは輸入前に、新化学物質環境管理に係る一般登記、簡易登記若しくは~~届出~~のいずれかをそれぞれ実施しなければならない。

- 新化学物質の年間生産量または輸入量が10トン以上である場合、一般登記手続きを実施しなければならない。
- 新化学物質の年間生産量または輸入量が1トン以上10トン未満である場合、簡易登記手続きを実施しなければならない。
- 「新化学物質の年間生産量または輸入量が1トン未満である場合」、もしくは「新化学物質の单体もしくは反応体含有量が2%以下の重合体である、または低懸念ポリマーに該当する場合」、届出手続きを実施しなければならない。

【概要】本通知によると以下の通り。

- 2026年8月15日から、新化学物質の環境管理の届出手続きを停止する。
- 「新化学物質環境管理登記弁法」所定の新化学物質環境管理届出に係る要件を満たす企業・政府系事業組織は、規定に従い国务院生态环境主管部门に対し届出手続きを申請しなければならない。国务院生态环境主管部门は、簡易登記の手続き・処理期間を準用して申請の受理及び審査を行う。

【法令全文】下記のURLをクリックしてください。

https://www.mee.gov.cn/xxgk2018/xxgk/xxgk06/202608/t20260804_1163416.html

● 浙江省人民代表大会常务委员会公布《浙江省妇女权益保障条例》

【发布单位】浙江省人民代表大会常务委员会
【发布文号】浙江省人民代表大会常务委员会公告第 49 号
【发布日期】2026-07-31
【实施日期】2026-09-01
【内容提要】该条例要求：

- 用人单位在招录（聘）过程中，不得有性别歧视行为，询问或调查女性求职者的婚育情况，将妊娠测试作为入职体检项目，将限制结婚、生育或者婚姻、生育状况作为录（聘）用条件等。
- 生成式人工智能服务提供者应当采取优化算法等措施，防止生成存在性别歧视或者贬损妇女人格尊严，对妇女实施侮辱、诽谤等侵害妇女权益的内容。

【法令全文】请点击以下网址查看：
https://www.zjrd.gov.cn/sylf/fqgg/202607/t20260731_264240.shtml

【注】

- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
- 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

二、最新资讯

● 中国对美国联邦通信委员会、美国国土安全部系列涉华消极措施实施反制措施

对于美国联邦通信委员会有关措施和美国国土安全部将相关实体列入所谓“维吾尔强迫劳动预防法实体清单”的做法，中国商务部等有关部门日前宣布采取反制措施（[官方答记者问](#)）。包括：

- [加强无人机及其关键零部件、技术对美出口管制](#)。对列入《两用物项出口管制清单》的无人机及其关键零部件、相关技术对美国出口，逐案从严审核，不适用许可便利措施。
- 暂停中国强制性产品认证指定机构委托美国认证机构实施的工厂跟踪检查。

● 浙江省人民代表大会常务委员会が、「浙江省婦女權益保障條例」を公布

【発布機関】浙江省人民代表大会常務委員会
【発布番号】浙江省人民代表大会常務委員会公告第 49 号
【発布日】2026-07-31
【実施日】2026-09-01
【概要】本条例に定める要求事項：

- 雇用者は、人材の募集・採用手続きにおいて性差別行為を行ってはならない。女性応募者の結婚・出産状況に関する質問・調査を実施する、入社時健康診断の検査項目に妊娠検査を設定する、結婚・出産を制限し、または婚姻・出産状況を採用条件とするなどの行為を禁止する。
- 生成 AI サービス提供者は、アルゴリズム最適化などの対策を講じ、性差別に該当する内容、女性の人格的尊厳を毀損する内容、女性に対する侮辱・誹謗といった女性の權益を侵害するコンテンツが生成されることを防止しなければならない。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
https://www.zjrd.gov.cn/sylf/fqgg/202607/t20260731_264240.shtml

【注】

- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

二、新着情報

● 中国、米国連邦通信委員会及び米国土安全保障省の一連の対中否定的措置に対して対抗措置を実施

米国連邦通信委員会の関連措置、ならびに米国土安全保障省が関連事業者・団体をいわゆる「ウイグル強制労働防止法エンティティリスト」に収載した措置に対し、商務部をはじめとする中国の関係部門は先頃、対抗措置を講じると発表した（[記者からの質問に対する公式回答](#)）。それには下記のものが含まれる。

- [ドローン及びその重要部品、技術の対米輸出規制を強化する](#)。「両用品目輸出規制リスト」に収載されたドローン、その重要部品及び関連技術の米国向け輸出について、個別案件ごとに厳格な審査を実施し、輸出許可に係る簡便化措置は適用しない。
- 中国強制性製品認証指定機関が米国の認証機関に委託して実施する工場追跡検査を停止する。

- [将美国合规性测试公司列入反制清单](#)。禁止中国境内的组织、个人与其进行有关交易、合作等活动。
- [对进口打印复印办公设备发起对外贸易国家安全调查](#)。调查对象为装有外国系统软件的具有打印、复印功能的进口办公设备。外国系统软件是指由外国个人或实体开发、测试或维护的驱动软件和嵌入式软件。
- [将应用 DNA 科学公司等 6 家美国实体列入反制清单](#)。禁止中国境内的组织、个人与其进行有关交易、合作等活动。

(里兆律师事务所 2026 年 08 月 08 日编写)

- [米国 Compliance Testing LLC を対抗措置リストに収載する](#)。中国国内の組織・個人と社会との取引、業務提携などの活動を禁止する。
- [輸入印刷複写オフィス機器を対象とした対外貿易国家安全調査を開始する](#)。調査対象は、外国製システムソフトウェアを搭載した印刷・複写機能を有する輸入オフィス機器とする。ここでいう外国製システムソフトウェアとは、外国の個人又はエンティティが開発、テスト又は保守を行うドライバソフトウェア及び組み込みソフトウェアを指す。
- [アプライド DNA サイエンス社ほか米国の 6 社を対抗措置リストに収載する](#)。中国国内の組織・個人と当該事業者らとの取引、業務提携などの活動を禁止する。

(里兆法律事務所が、2026 年 8 月 8 日付で作成)

● [国家网信办就《大型个人信息处理者个人信息保护规定》公开征求意见](#)

日前，国家互联网信息办公室公布《[大型个人信息处理者个人信息保护规定（征求意见稿）](#)》，现向社会公开征求意见（截止日期为 2026 年 09 月 07 日）。根据该征求意见稿：

- 对大型个人信息处理者的认定，应当综合考虑“处理 1000 万人以上自然人个人信息”“提供涉及个人信息处理的重要网络服务，或者经营范围涵盖多种业务且涉及个人信息处理”“个人信息处理活动具有重要影响”等条件。
- 境内运营中收集和产生的个人信息应存储在境内。数据中心应设于境内且管理机构法定代表人或实际控制人具有中国国籍。
- 通过自动化决策方式向个人进行信息推送、商业营销的，应设置易于理解、便于访问和操作的个性化推荐关闭选项。
- 明确个人信息转移、出境、对外提供、删除的规则。

(里兆律师事务所 2026 年 08 月 08 日编写)

● [国家インターネット情報事務室が、「大量の個人情報を取り扱う事業者の個人情報保護規定」に関してパブリックコメントを募集している](#)

先頃、国家インターネット情報事務室は、「[大量の個人情報を取り扱う事業者の個人情報保護規定（意見募集案）](#)」を公布し、パブリックコメントを募集している（締切日は、2026 年 9 月 7 日）。本意見募集案によれば、下記の通り。

- 大量の個人情報を取り扱う事業者の認定にあたっては、「1000 万人以上の自然人の個人情報を取り扱う」、「個人情報の取扱いを伴う重要なネットワークサービスを提供する、又は経営範囲に複数の業務が含まれ且つ個人情報の取扱いが生じる」、「個人情報の取扱活動が重大な影響を及ぼす」等の条件を総合的に考慮しなければならない。
- 中国国内の事業活動を通じて収集・発生した個人情報は、中国国内に保存しなければならない。データセンターは中国国内に設置し、管理機構の法定代表人又は実質の支配者は中国国籍を有する者でなければならない。
- 自動化された意思決定処理により個人に対し情報配信・営業目的のマーケティングを行う場合、理解しやすく、アクセス及び操作が容易なパーソナライズレコメンド機能のオフ設定のオプションを設けなければならない。
- 個人情報の移転、国外への移転、第三者への提供、削除に関するルールを明確化した。

(里兆法律事務所が、2026 年 8 月 8 日付で作成)

● [国家网信办就《反网络暴力法》公开征求意见](#)

日前，国家互联网信息办公室会同有关部门起草了《[反网络暴力法（征求意见稿）](#)》，现向社会公开征求意见（截止日期为 2026 年 08 月 28 日）。根据该征求意见稿：

● [国家インターネット情報事務室が、「ネット上の暴力行為防止法」についてパブリックコメントを募集している](#)

先頃、国家インターネット情報事務室と関係部門が共同で「[ネット上の暴力行為防止法（意見募集案）](#)」を作成し、パブリックコメントを募集している（締切日は、2026 年 8 月 28 日）。本募集案によれば、下記の通り。

- 网络暴力是指通过网络对个人、组织集中或者持续实施的侵害名誉权、荣誉权、隐私权、肖像权、个人信息等合法权益的活动。
- 防范治理在中国境内实施的网络暴力活动，适用本法。依法通过网络检举、揭发他人违法犯罪，或者实施舆论监督的，不适用本法。境外的组织、个人针对中国境内实施的网络暴力活动，依照本法有关规定处理和追究责任。
- 网络服务提供者应当建立健全用户注册、账号管理、个人信息保护、信息发布审核、监测预警、识别处置、投诉举报等反网络暴力相关制度，制定并公开管理规则、平台公约，与用户签订服务协议。
- 当事人有证据证明他人正在实施或者即将实施侵害其人格权的网络暴力活动，网络服务提供者未依法采取必要措施，不及时制止将使其合法权益受到难以弥补的损害的，可以向申请人居住地、被申请人居住地或者实际经营地、侵权行为地的基层人民法院申请人格权侵害禁令，人民法院应当受理。

（里兆律师事务所 2026 年 08 月 08 日编写）

- ネット上の暴力行為とは、ネット上で個人又は組織に対し集中的又は継続的に行われる行為であり、名誉権、荣誉権、プライバシー権、肖像権、個人情報その他の適法權益を侵害する行為をいう。
- 中国国内において実施されるネット上の暴力行為の予防・取締りに本法を適用する。ネット上で他人の違法犯罪行為を法に依拠し告発・摘発する行為、世論監督行為については本法を適用しない。国外の組織・個人が中国国内を対象にネット上で暴力行為を行った場合、本法の関連規定に基づき処理し責任を追及する。
- ネットワークサービス提供者は、ユーザー登録、アカウント管理、個人情報保護、情報投稿審査、監視・早期警戒、違法犯罪行為の検知・処分、苦情・通報受付等のネット暴力防止関連制度を整備し、管理ルール・プラットフォーム利用規約を策定・公開し、ユーザーと利用規約を締結しなければならない。
- 被害を受けた本人が証拠によって、第三者がインターネット上で自身の人格権を侵害する暴力行為を現在実施している、または実施しようとしている事実を立証したにもかかわらず、ネットワークサービス提供者が法律で定められた必要な措置を怠った結果、当該本人の適法な権利利益に回復不可能な損害が生じた場合、申立人の居住地、被申立人の居住地若しくは実際の営業所在地、または侵害行為地の基層人民法院に対し、人格権侵害差止命令を申し立てることができ、人民法院は当該申立てを受理しなければならない。

（里兆法律事務所が、2026 年 8 月 8 日付で作成）

● 国家网信办通报整治恶意炒作涉企信息典型案例

日前，国家互联网信息办公室会通报“整治恶意炒作涉企信息”专项行动典型案例。本次通报涉及四类账号。

1. 发布误导性信息抹黑汽车企业并营销引流；
2. 在上市融资、财报公布节点歪曲解读经营策略、炒作营收及唱衰前景；
3. 利用矩阵翻炒旧闻、攻击企业高管，并以删帖消除影响名义索财或寻求商务合作；
4. 发布虚假测评信息，贬损产品质量和商品声誉、误导消费者。

（里兆律师事务所 2026 年 08 月 08 日编写）

● 国家インターネット情報事務局が、「世間の注目を集める目的で、企業に係る情報を悪意をもって誇張して書き立て、拡散する行為」の典型的事例を公表

先頃、国家インターネット情報事務局は、「世間の注目を集める目的で、企業に係る情報を悪意をもって誇張して書き立て、拡散する行為の一斉取締り」を実施し、関係部門及び各地方からの報告に従い処理した事例のうち、下記の通り典型的事例（4 種類の違法アカウントが含まれる）を公表した。

1. 偽・誤情報を発信し自動車企業の評判を悪くし、集客・営業誘導を図るもの。
2. 上場・資金調達、決算発表のタイミングで経営方針を歪めて解釈し、売上高を煽ったり将来を悲観的に喧伝したりするもの。
3. 複数のアカウントを利用し、過去の出来事を再燃させ企業の経営者を攻撃し、記事削除・影響解消を条件に金銭を要求又は業務提携を強要するもの。
4. 虚偽の製品レビュー情報を発信し、製品品質、企業の商品信用を毀損し消費者に誤った認識を持たせるもの。

（里兆法律事務所が、2026 年 8 月 8 日付で作成）

三、里兆解读

● 关于国务院对外投资新规的解读（连载之一/共二篇）

2026年05月05日，国务院公布《国务院关于对外投资的规定》（以下简称“**新规**”），自2026年07月01日起施行。这是我国首部专门规范对外投资的行政法规。长期以来，中国政府对中国境内投资者的对外投资监管呈现发改部门、商务部门、外汇管理部门“三驾马车”并行的格局：发改委依据《企业境外投资管理办法》（发改委11号令，以下简称“11号令”）¹管“项目”，负责对外投资项目核准、备案（对敏感类项目实施核准管理、对非敏感类项目实施备案管理）；商务部依据《境外投资管理办法》（商务部令2014年第3号）²管“企业”，以备案为主核发境外投资证书；外汇管理部门则依据《境内机构境外直接投资外汇管理规定》（汇发〔2009〕30号）³、《国家外汇管理局关于境内居民通过特殊目的公司境外投融资及返程投资外汇管理有关问题的通知》（汇发〔2014〕37号，以下简称“37号文”）⁴等规定负责外汇登记管理与资金汇出监管。上述规则均为部门规章层级，分属于不同主管部门，立法效力有限，长期缺乏一部高位阶的综合性立法予以统筹。在实务操作中，这些规则与国家安全审查、出口管制、数据出境等专项法律制度衔接不足。面对近年来企业非理性出海、关键技术外流、个人绕道投资等新型风险，这种分散化、低层级的监管体系已难以应对。在此背景下，这部行政法规层级的新规应运而生。需要说明的是，新规并未取代现行发改、商务、外汇各司其职的既有规则，而是将分散的规则归一于同一部行政法规之下，从上位法的角度对现行规则予以确认。本文将从事间接投资、个人投资、安全审查以及出口管制四个方面，对新规进行解读，并提出合规建议。

一、新规明确将间接投资纳入法定监管范围

在过往的对外投资实务中，境内投资者在进行对外投资时，可能不会直接以境内公司或个人名义实施对外投资，而是经常在境外避税地（如BVI、开曼群岛等）设立特殊目的公司（SPV），再通过该SPV去投资海外的底层资产或企业。部分复杂的跨境项目甚至会嵌套三四层以上的离岸架构。在过去，这种通过中间层进行的“间接对外投资”，常常规避了国内的合规审查与监管视线。传统监管难以有效穿透。对此，新规在对外投资监管方面作出了两项关键性规定：

三、里兆解説

● 国务院の対外投資新規定に関する解説（連載その一、全二回）

2026年5月5日、国务院は「国务院の対外投資に関する規定」（以下「**新規定**」という）を公布し、2026年7月1日から施行される。これは、中国において対外投資を専門的に規範する初めての行政法規である。長年にわたり、中国政府は中国国内の投資家による対外投資の監督管理について、発展改革部門、商務部門、外貨管理部門という「三つの馬車」が並行する体制をとってきた。即ち、発展改革委員会は「企業対外投資管理弁法」（发改委第11号令、以下「11号令」という）¹に基づき「プロジェクト」を管轄し、対外投資プロジェクトの承認・届出（センシティブ類プロジェクトについては承認管理、非センシティブ類プロジェクトについては届出管理）を担当する。商務部は「対外投資管理弁法」（商務部令2014年第3号）²に基づき「企業」を管理し、届出を主として対外投資証書を発行する。外貨管理部門は、「国内機構の対外直接投資外貨管理に関する規定」（匯発〔2009〕30号）³及び「国内居住者による特別目的会社を通じた対外投融資及びリターン投資の外貨管理に関する問題の国家外貨管理局による通知」（匯発〔2014〕37号、以下「37号文」という）⁴等の規定に基づき、外貨登記管理及び資金の国外送金に関する監督管理を担当する。上記の規則はいずれも部門規則のレベルに属し、それぞれ異なる主管部門に帰属するため、立法上の効力は限定的であり、長年にわたり、高位階の総合的な立法による統括を欠いてきた。実務上、これらの規則は、国家安全審査、輸出管理、データ越境移転等の個別の法制度との連携が不十分であった。近年の企業による非理性的な海外進出、重要技術の流出、個人による迂回投資等の新たなリスクに対し、このような分散的で低位にとどまる監督管理体系では対応が困難となっていた。このような背景の下、この行政法規という階層の新規定が誕生した。なお、新規定は現行の発展改革委員会、商務、外貨管理の各所管の既存規則に取って代わるのではなく、分散する規則を同一の行政法規の下に統合し、上位法の観点から現行規則を確認するものである。本稿では、間接投資、個人投資、安全審査及び輸出管理の4つの側面から新規定を解説し、コンプライアンス上の助言を行う。

一、新規定は間接投資を法定の監督管理範囲に明確に含める

従来の対外投資実務において、国内投資家が対外投資を行う際、必ずしも国内会社又は個人名義で直接対外投資を実施するとは限らず、しばしば租税回避地（例えばBVI、ケイマン諸島等）に特別目的会社（SPV）を設立し、当該SPVを通じて海外の最終的な資産又は企業に投資することがあった。一部の複雑な越境プロジェクトでは、3層又は4層以上のオフショア構造を組み込むことも珍しくなかった。従来、このような中間層を通じた「間接対外投資」は、国内のコンプライアンス審査及び監督管理の視線をしばしば回避してきた。従来の監督管理では、実質的に有効に遡って把握することが困難で

其一，新规第 2 条将对外投资定义为“投资者以投入资产、权益或者提供融资、担保等方式，**直接或者间接获得其他国家（地区）的企业、资产等所有权、控制权、经营管理权以及其他相关权益的活动**”。其中“间接获得”的表述，意味着 VIE 架构、多层 SPV、代持安排、家族信托等常见的离岸架构，均被纳入对外投资的监管范畴。

其二，新规第 12 条要求投资者依法履行“核准备案、信息报告、跨境资金登记”等手续，如实提交材料并配合监督检查，以行政法规的形式将事前申报、事中重大事项变更报备、事后年度经营信息报送的全周期报告机制予以明确。

上述规定的核心含义在于：无论架构在形式上如何嵌套，监管的关注点始终落在实质控制权与经济利益的最终归属上。其中，第 2 条从实体层面明确了监管的穿透范围，而第 12 条则从程序层面提供了制度保障——通过全周期报告机制，监管部门得以持续追踪资金流向、核查底层资产与业务的真实情况，使“实质重于形式”不再停留在原则层面，而是具备了可执行的制度抓手。换言之，仅靠形式上的多层架构来模糊最终受益人身份或规避境内监管义务的做法，在新规下将面临更高的合规风险与核查压力。但是，新规对于实践中常见的多层 SPV、并购平台及境外基金结构，相关监管措施在哪一层级触发、如何衔接，还需出台相关配套细则进一步明确，企业在搭建跨境架构时也需要审慎考虑，建议提前咨询律师等专业人士，提前做好预测和评估。

二、新规将境内居民个人纳入对外投资监管体系

新规在对外投资监管方面作出的另一项重大突破，是将个人投资者正式纳入统一的监管框架。新规第 2 条第 3 款明确规定：“本规定所称投资者，包括中国境内的企业、其他组织和居民个人。”这一规定的核心含义在于，国家层面首次以行政法规的形式，将自然人境外投资行为纳入了系统性的监管体系。

在此之前，对外投资的规则仅适用于境内企业/机构，并未完全开放个人的境外投资合规通道。境内居民个人仅有的对外投资合规通道是按照 37 号文通过特殊目的公司（SPV）进行境外投融资及返程投资。37 号文的核心是规范境内居民通过特殊目

的。これに対し、新規定は対外投資の監督管理に関し、2 つの重要な規定を設けた。

第一に、新規定第 2 条は、対外投資を「投資家が資産、権益を投入し、又は融資、保証等を提供する方法により、**直接的又は間接的に他の国（地域）の企業、資産等の所有権、支配権、経営管理権その他の関連権益を取得する活動**」と定義する。ここで「間接的に取得する」との表現は、VIE 構造、多層 SPV、名義保有の取決め、ファミリートラスト等の一般的なオフショア構造が、いずれも対外投資の監督管理範囲に含まれることを意味する。

第二に、新規定第 12 条は、投資家に対し、法に依拠し「承認・届出、情報報告、越境資金登記」等の手続を履行し、真実の資料を提出し、かつ監督検査に協力することを求める。これにより、行政法規の形で、事前申告、実施中の重要な事項の変更届出、事後の年度経営情報の報告の提出という全サイクルの報告メカニズムを明確にした。

上記規定の核心的な意味は、構造が形式上どのように組み込まれているかにかかわらず、監督管理の着眼点は常に実質的な支配権と経済的利益の最終的な帰属にあるということである。そのうち、第 2 条は実体面で監督管理が貫通範囲を明確にし、第 12 条は手続面で制度的保障を提供する。すなわち、全サイクルの報告メカニズムを通じて、監督管理部門は資金の流れを継続的に追跡し、最終的な資産及び業務の実態を検証することが可能となり、「形式より実質を重視する」という考え方が原則レベルにとどまらず、実行可能な制度的な手段を備えることとなった。言い換えれば、形式上の多層構造によって最終的な受益者の身元を曖昧にし、又は国内の監督管理義務を回避する手法は、新規定の下では、より高いコンプライアンスリスク及び審査圧力に直面することになる。ただし、新規定は、実務上一般的な多層 SPV、買収プラットフォーム及び海外ファンド構造について、関連する監督管理措置がどの階層で発動され、どのように連携するかについては、更に関連する細則の制定を待って明確化される必要がある。企業は越境構造を構築する際には慎重に検討する必要があり、弁護士等の専門家に事前に相談し、あらかじめ予測及び評価を行うことが推奨される。

二、新規定は国内居住者個人を対外投資の監督管理体系に組み入れる

新規定が対外投資の監督管理について講じたもう一つの重大な突破は、個人投資家を正式に統一的な監督管理枠組みに組み入れたことである。新規定第 2 条第 3 項は、「本規定にいう投資家には、中国国内の企業、その他の組織及び居住者である個人を含む」と明確に規定している。この規定の核心的な意味は、国家レベルで初めて行政法規の形式により、自然人による国外投資行為を体系的な監督管理体系に組み入れたことにある。

これまでは、対外投資に関する規則は国内企業・機構のみ適用され、個人の海外投資に関するコンプライアンス経路は全面的には開放されていなかった。国内居住者個人が有する唯一の対外投資コンプライアンス経路は、37 号文に従い、特別目的会社（SPV）を通じて

的公司（SPV）进行境外投融资及返程投资的外汇登记制度，监管重心在于资金跨境流动的合规性。其规制对象是“境内居民通过特殊目的公司境外投融资及返程投资”这一特定行为，侧重于外汇登记管理，并未从“投资主体”的法律地位角度进行定义。而新规明确将“居民个人”纳入“投资者”范畴，实现了对境内居民对外投资主体地位的法律确认。并且构建了一个覆盖对外投资全生命周期、全方位的综合管理框架（包括但不限于资金汇兑、货物与技术进出口、跨境数据流动、人员出入境、税收征收等多方位监管，这意味未来将由投资主管、商务、外汇、税务等多部门实施协同监管）。

过往实务中，由于缺乏明确的上位法支撑，在“37 号文”框架下，各地外汇局在执行口径上存在差异。对于融资结构复杂、存在多层 SPV 或非上市股权激励计划的情况能否顺利完成“37 号文”登记存在不确定性。境内居民如果未办理外汇登记或返程投资不合规，可能面临行政处罚，例如，有的境内居民通过虚构交易等方式向境外汇款，被外汇管理部门认定为逃汇行为，依据《外汇管理条例》第三十九条进行行政处罚；有的境内居民为规避监管，通过地下钱庄等非法渠道进行资金跨境转移，直接构成非法买卖外汇的违法行为，被外汇管部门根据《外汇管理条例》第四十五条，处以警告、没收违法所得、处违法所得 30% 以下甚至等值以下罚款的严厉处罚，构成犯罪的，还将追究刑事责任。

新规的出台回应了过往个人境外投资的制度矛盾，从顶层制度上将个人境外投资纳入对外投资监管框架。但需要说明的是，新规作出的规定并不意味着居民个人自新规施行后即可自由办理个人对外投资的各项手续。新规最后一条还规定：“**对投资者以自有资金、募集资金及其他受托资金在中国境外金融市场投资的管理，依照本规定和国家其他有关规定执行。对投资者以对外投资获得的资产、权益等在中国境外再投资的管理，依照本规定和国家其他有关规定执行。中国境内居民个人等对外投资具体管理办法，由国务院投资主管部门、商务主管部门制定。**”该等政策仍然体现出监管部门对境内居民个人境外投资活动从严规范、预留后续制度安排的监管思路。而且，目前规范个人境外投资的专项配套细则尚未出台，暂无全面落地的合规操作依据。具体准入标准、办理流程、监管细则等，仍有待相关主管部门后续出台配套政策。

海外投融资及返利投资を行うことであった。37 号文の核心は、国内居住者が特別目的会社（SPV）を通じて行う海外投融资及び返利投資に関する外貨登記制度を規範化することであり、監督管理の重点は資金の越境移動のコンプライアンスにあった。その規制対象は「国内居住者が特別目的会社を通じて行う海外投融资及び返利投資」という特定の行為であり、外貨登記管理に重点を置くものであり、「投資主体」の法的地位という観点から定義するものではなかった。しかし、新規定は「居住者個人」を「投資家」の範囲に明確に含めることにより、国内居住者の对外投资主体としての地位を法的に確認した。また、对外投资の全ライフサイクルを網羅する総合的な管理枠組みを構築した（これには、資金の両替・送金、物品・技術の輸出入、越境データの流動、人の出入国、租税の徴収等多方面の監督管理が含まれるがこれらに限定されず、将来は、投資主管部門、商務、外貨管理、税務等他部門による協同監督管理が実施されることを意味する）。

従来の実務においては、明確な上位法の根拠を欠いていたため、「37 号文」の枠組みの下で、各地の外貨管理局の執行解釈に差異が存在していた。融資構造が複雑で多層 SPV 又は非上場株式インセンティブ計画が存在する場合に、「37 号文」の登記を円滑に完了できるか否かについては不確実性があった。国内居住者が外貨登記を実施せず、又は返利投資がコンプライアンスに適合しない場合、行政処分に直面する可能性があった。例えば、一部の国内居住者は架空取引等の方法で海外に送金し、外貨管理部門から外貨逃避行為と認定され、「外貨管理条例」第 39 条に基づき行政処分を受ける場合があった。また、一部の国内居住者は監督管理を回避するため、地下銀行等の違法ルートを通じて資金を越境移動させる場合があり、これは直接的に違法な外貨売買行為を構成し、外貨管理部門から「外貨管理条例」第 45 条に基づき、警告、違法所得の没収、違法金額の 30% 以下又は同額以下の罰金という厳しい処分を受け、犯罪を構成する場合には刑事責任も追及される。

新規定の制定は、従来の個人による海外投資をめぐる制度上の矛盾に応えるものであり、トップレベルの制度として個人の海外投資を对外投资監督管理枠組みに組み入れるものである。ただし、新規定の制定は、国内居住者個人が新規定の施行後に直ちに個人の对外投资に関する各種手続を自由に行えることを意味するものではない。新規定の最後の条項はまた、「**投資家が自己資金、募集資金及びその他の受託資金をもって中国国外の金融市場において投資を行う場合の管理は、本規定及び国のその他の関連規定に従って実施する。投資家が对外投资により取得した資産、權益等をもって中国国外で再投資を行う場合の管理は、本規定及び国のその他の関連規定に従って実施する。中国国内居住者個人等の对外投资に関する具体的な管理弁法は、國務院投資主管部門及び商務主管部門が制定する。**」と規定している。これらの政策は依然として、監督管理部門が国内居住者個人の海外投資活動を厳格に規範化し、後続の制度的取り決めの余地を留保するという監督管理の考え方を示している。また、現時点では個人の海外投資を規範化する個別の細則はまだ制定されておらず、全面的に実施可能なコンプライアンス運用

の根拠はまだ存在しない。具体的な参入基準、手続プロセス、監督管理細則等は、引き続き関連主管部門が後続の関連政策を制定するのを待つ必要がある。

由于篇幅限制，暂介绍以上内容。我们将在下期《里兆法律资讯》中继续从“确立境外投资国家安全审查制度”和“将出口管制要求嵌入对外投资全过程”两方面进行解读，对提出“对外投资的合规建议”。

（作者：里兆律师事务所 郭蔚、魏奕然）

紙面に限りがあるため、ひとまず上記内容を紹介する。次回の「里兆法律情報」では、続けて「海外投資に関する国家安全審査制度の確立」及び「輸出管理の要件を対外投資の全プロセスに組み込む」について解説し、「対外投資に係るコンプライアンス上の助言」を行う。

（作者：里兆法律事務所 郭蔚 魏奕然）

四、近期热点话题

※最近收到咨询及委托较多的话题。
我们可根据贵公司的最新情况提供最佳的解决方案或意见。

- 以股权转让方式撤退的实务操作要点
- 反外国不当域外管辖与阻断外国法制裁

四、トピックス

※最近ご相談・ご依頼の多い話題です。
貴社の最新状況に則した最適な解決策及びコメントをご提供いたします。

- 持分譲渡により撤退する場合の實務上押さえておくべきポイント
- 外国の不当な域外管轄に対する対応及び外国による法的制裁の遮断

¹ 关于 11 号令：即《企业境外投资管理办法》（国家发展和改革委员会令 11 号）。该办法确立了发改委对境外投资项目的监管框架，根据项目是否涉及敏感国家/地区或敏感行业，分别实行核准或备案管理，侧重于宏观导向与项目合规。

¹ 11 号令について：すなわち「企業域外投資管理弁法」（国家發展改革委員會令 11 号）。同弁法は、国家發展改革委員會による海外投資プロジェクトの監督管理枠組みを確立し、プロジェクトがセンシティブな国/地域又はセンシティブ業界に関わるか否かに応じて、それぞれ承認又は届出管理を実施し、マクロ的な方向性とプロジェクトのコンプライアンスに重点を置いている。

² 《境外投资管理办法》（商务部令 2014 年第 3 号）。该办法主要规范境内企业设立境外非金融企业（含增资、并购等）的行为，确立了“备案为主、核准为辅”的管理模式，侧重于企业主体资格与商业合规。

² 「対外投資管理弁法」（商務部令 2014 年第 3 号）。同弁法は主として国内企業による国外の非金融企業の設定（増資、M&A 等を含む）を規範化し、「届出を主とし、承認を補助とする」管理モデルを確立し、企業の主体資格と商業コンプライアンスに重点を置いている。

³ 《境内机构境外直接投资外汇管理规定》（汇发〔2009〕30 号）。该规定规范境内企业 ODI 对外实业投资，以境外直接投资外汇登记为核心，仅适用于法人机构的对外投资，不适用于自然人搭建 SPV 红筹架构。

³ 「国内機構対外直接投資外貨管理規定」（匯発〔2009〕30 号）。同規定は、国内企業の ODI（対外直接投資）による実業投資を規範化し、対外直接投資の外貨登記を中核とし、法人機関の対外投資にのみ適用され、自然人による SPV レッドチップ構造の構築には適用されない。

⁴ 关于 37 号文：即《国家外汇管理局关于境内居民通过特殊目的公司境外投融资及返程投资外汇管理有关问题的通知》（汇发〔2014〕37 号）。该文件是目前境内自然人（如创始人、股东）参与境外投融资及返程投资的主要合规路径，规定了境内居民需通过特殊目的公司（SPV）进行外汇登记，以解决境外持股合法性及资金跨境调回问题。

⁴ 37 号文について：すなわち「国内居住者による特別目的会社を通じた海外投融資及びリターン投資の外貨管理問題に関する国家外貨管理局による通知」（匯発〔2014〕37 号）。同文書は、現在のところ、国内自然人（創業者、株主等）が海外投融資及びリターン投資に参加するための主要なコンプライアンス経路であり、国内居住者が特別目的会社（SPV）を通じて外貨登記を行うことを規定し、海外での株式保有の適法性及び資金の越境還流の問題を解決するものである。